

<象牙取引規制に関する有識者会議 資料>

1. 国際情勢

2. 国内情勢

3. 都内情勢

【1-1】ワシントン条約の概要（1）附属書

絶滅のおそれがあり保護が必要と考えられる野生動植物を附属書Ⅰ～Ⅲの3つに区分し、国際取引を規制
 アジアゾウ及びアフリカゾウ（絶滅のおそれは少ないとされる南部4か国を除く）は附属書Ⅰへ区分

ワシントン条約の概要

	附属書Ⅰ	附属書Ⅱ	附属書Ⅲ
記載基準	絶滅のおそれのある種で取引による影響を受けている又は受けるおそれのあるもの	現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、取引を規制しなければ絶滅のおそれのあるもの	締約国が自国内の保護のため、他の締約国・地域の協力を必要とするもの
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学術研究を目的とした取引は可能 ・輸出国・輸入国双方の許可書が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的の取引は可能 ・輸出国政府の発行する輸出許可書等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的の取引は可能 ・輸出国政府の発行する輸出許可書又は原産地証明書等が必要
対象種（例）	オランウータン、スローロリス、ゴリラ、アジアアロワナ、ジャイアントパンダ、木香、ガビアルモドキ、ウミガメ、インドホシガメ、コツメカワウソ など	クマ、タカ、オウム、ライオン、ピラルク、サング、サボテン、ラン、トウダイグサ など	セイウチ（カナダ）、ワニガメ（米国）、タイリクイタチ（インド）、サング（中国） など
ゾウの取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・アジアゾウ(インドゾウ) ・アフリカゾウ (附属書Ⅱに掲げるボツワナ、ナミビア、南アフリカ及びジンバブエの個体群を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・アフリカゾウ (ボツワナ、ナミビア、南アフリカ及びジンバブエの個体群に限る。他の個体群は附属書Ⅰに掲げる。)	—

ゾウの附属書への掲載

<アジアゾウ>

- アジアゾウは、ワシントン条約が発効した**1975年から附属書Iに掲載**されており、現在に至るまで、その象牙の国際的な商取引（輸出入）は原則禁止。

<アフリカゾウ>

- アフリカゾウは、1977年に附属書IIに掲載。
- 1980年代に主に東部アフリカで象牙を狙った密猟が激化したことから、**1989年に附属書Iに掲載**。翌1990年からその象牙の国際的な商取引（輸出入）は原則禁止。
- **1997年に、南部アフリカ3か国（ボツワナ、ナミビア、ジンバブエ）**のアフリカゾウ個体群は、絶滅のおそれが少ないとして**附属書IIの掲載へ移行（ダウンリスト）**。
- **2000年に、南アフリカ共和国**の個体群も**附属書IIの掲載へ移行（ダウンリスト）**。
その際、それら個体群の象牙の国際的な商取引が他の国のゾウに及ぼす影響が懸念されたことから、附属書の注釈（※）により、**取引を実施する際の条件が輸出国と輸入国の双方に付与**。
- こうした条件が満たされたとして、**1999年と2009年の2回**、上記**南部アフリカ諸国から、1回目は日本、2回目は日本と中国に象牙が輸出（ワンオフトレード）**。

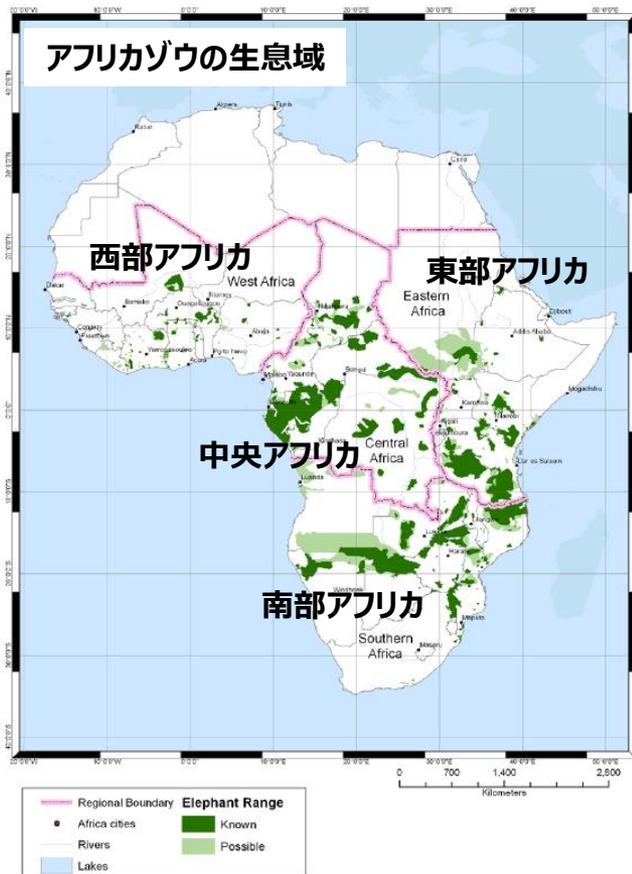
（※）附属書の注釈：象牙については、政府所有の登録象牙に限る、収益はゾウの保全と地域社会のためだけに使用する、輸出相手は象牙の国内取引管理制度が整っている国に限定するなど取引の諸条件を設定

【1-2】ゾウの個体数の推移（1）現状

1979年当時134万頭と推定されたアフリカゾウの個体数は2016年時点で42万頭と大きく減少
ワシントン条約による取引禁止後、個体数の増加が見られる時期もあったが、2007年以降再び減少傾向

IUCNレッドリスト

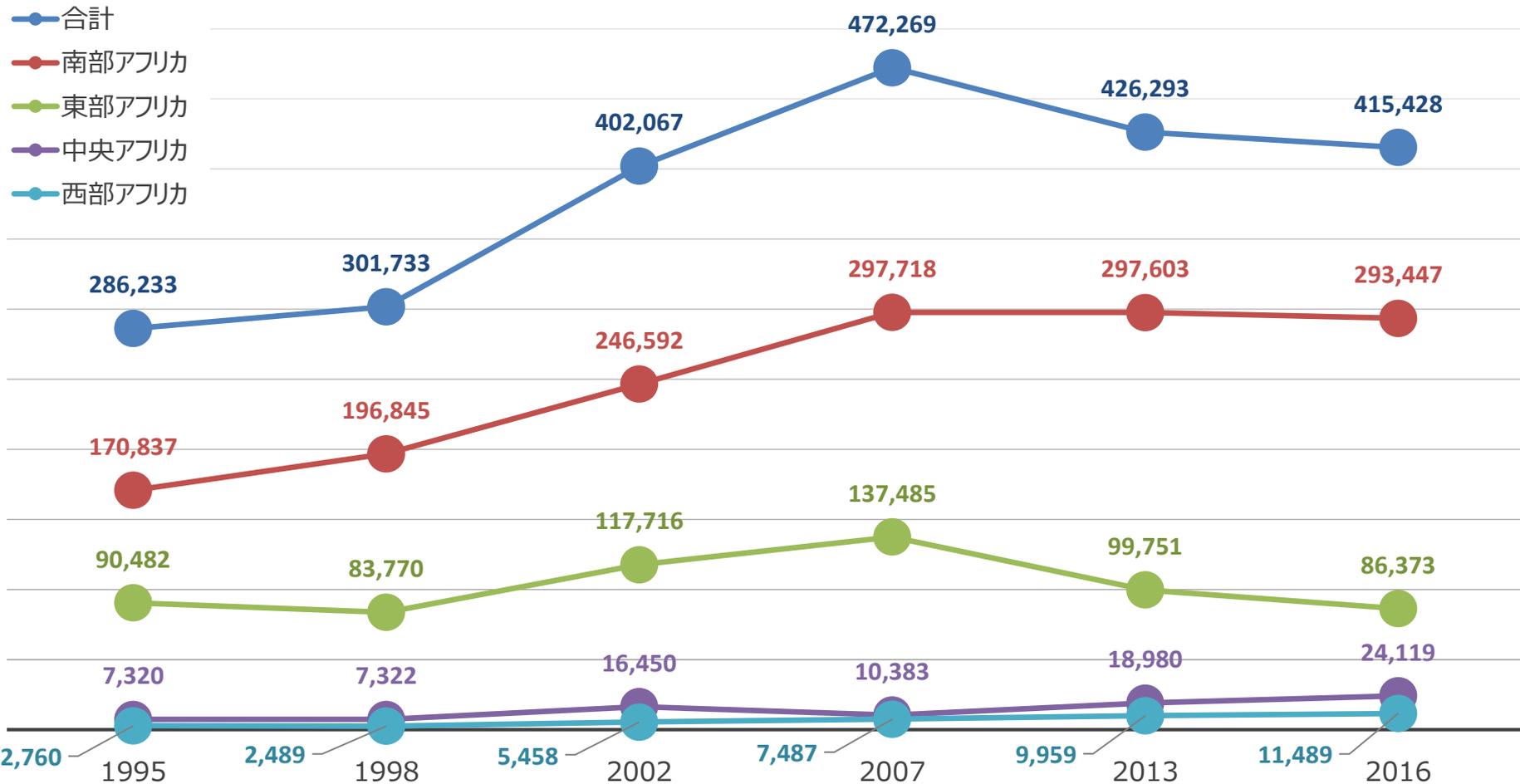
地域	国	レッドリスト	推定個体数
南部アフリカ	アンゴラ、ボツワナ、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、スワジランド、ザンビア、ジンバブエ	LC (低危険種)	約293,000
東部アフリカ	エリトリア、エチオピア、ケニア、ルワンダ、ソマリア、南スーダン、タンザニア、ウガンダ	VU (危急種)	約86,000
中央アフリカ	カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ民主共和国、コンゴ、赤道ギニア、ガボン	EN (絶滅危惧種)	約24,000
西部アフリカ	ベニン、ブルキナファソ、コートジボワール、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラレオネ、トーゴ	VU (危急種)	約11,000



※ the International Union for Conservation of Nature (IUCN) / Red List of Threatened Species
<https://www.iucnredlist.org/>

【1-2】ゾウの個体数の推移（2）推移

アフリカゾウの推定個体数



(注) "Estimates from Surveys(2013,2016)"または"Definite(1995-2007)"の数値であり、"Guesses"等の数値を含まない

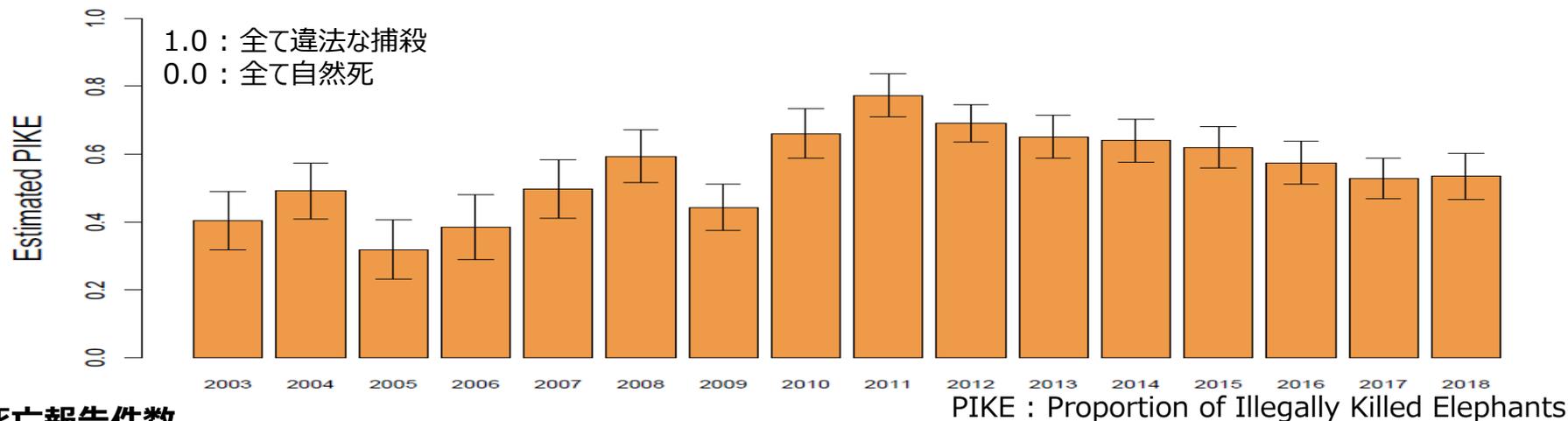
※ IUCN SSC African Elephant Specialist Group(AfESG) / African Elephant Database
<http://africanelephantdatabase.org/>

【1-3】密猟の推移（1）アフリカ全域

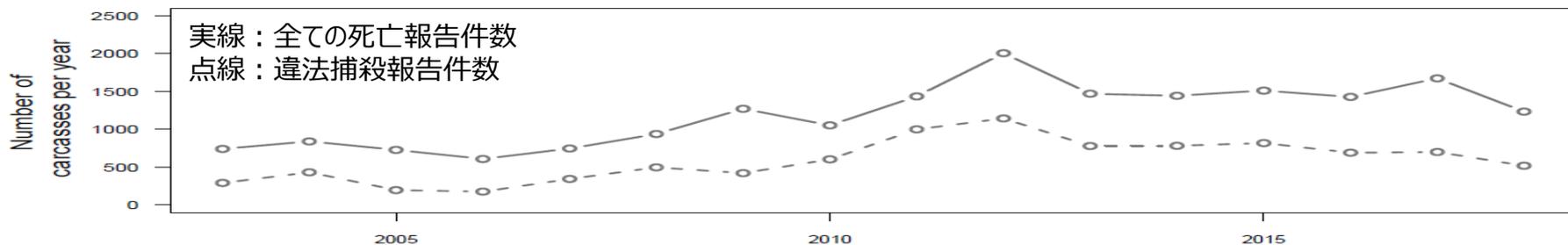
ゾウ違法捕殺監視システム（MIKE）により、違法に殺されたゾウの動向をモニタリングし分析
ワシントン条約による取引禁止後も密猟が後を絶たず、近年も高水準で推移

アフリカで違法に殺されたゾウの割合

○ MIKEにて死亡が報告されたゾウのうち違法に殺された数の割合（アフリカ全域）



○ 死亡報告件数

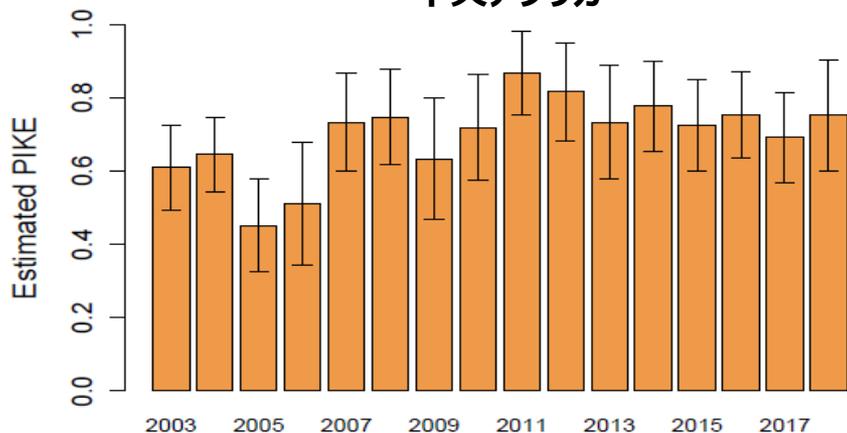


※ CoP18 Doc. 69.2 Addendum / Monitoring the Illegal Killing of Elephants (MIKE)
<https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/doc/E-CoP18-069-02-Add.pdf>

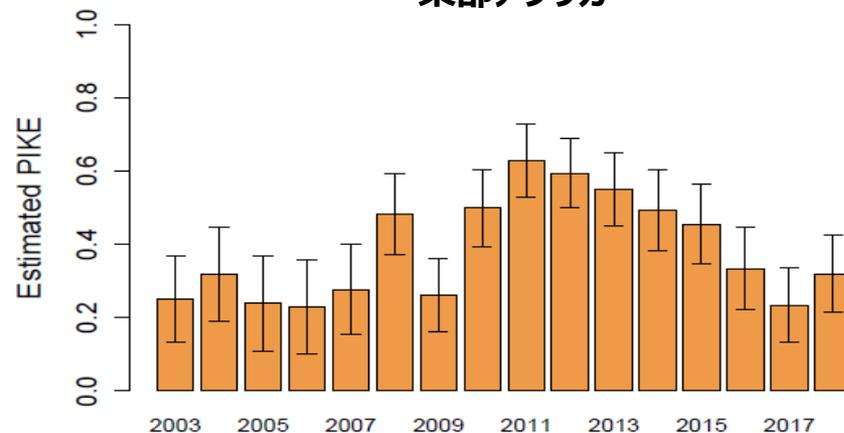
【1-3】密猟の推移（2）地域別

アフリカで違法に殺されたゾウの割合（地域別）

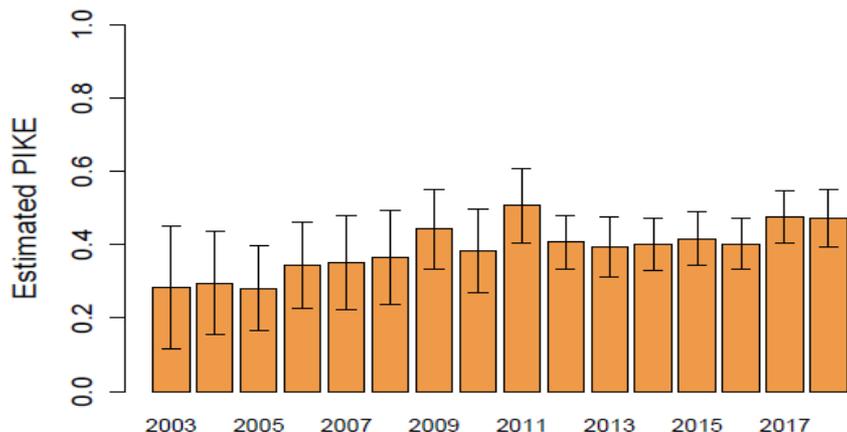
中央アフリカ



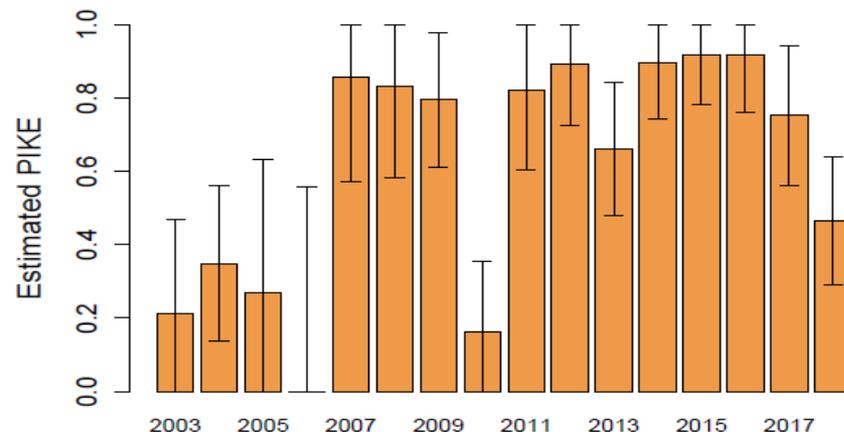
東部アフリカ



南部アフリカ



西部アフリカ



※ CoP18 Doc. 69.2 Addendum / Monitoring the Illegal Killing of Elephants (MIKE)
<https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/doc/E-CoP18-069-02-Add.pdf>

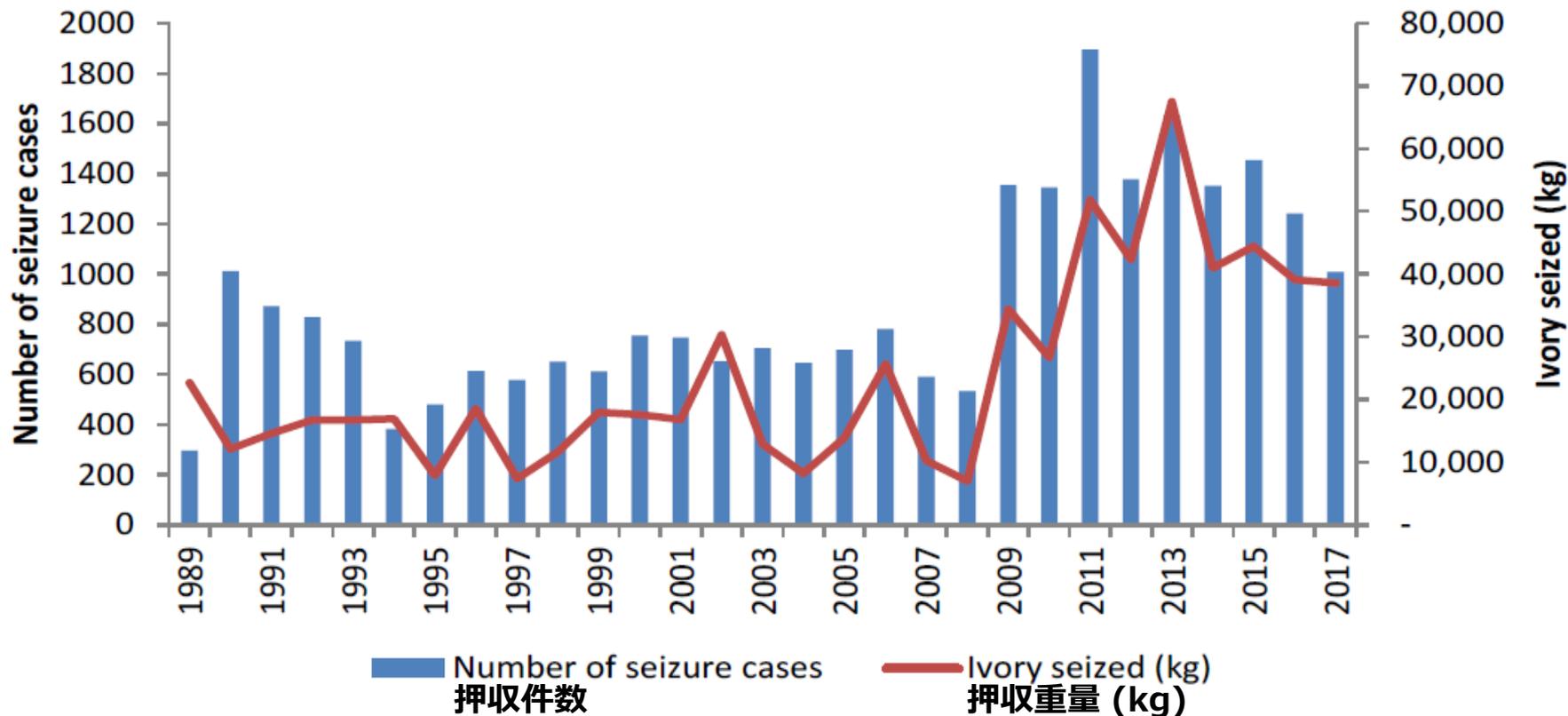
【1-4】象牙の違法取引の推移

ゾウ取引情報システム（ETIS）により象牙の違法取引の情報を収集し傾向を分析

違法取引による押収量は1989年以降約20年間低水準で推移していたが、2009年以降急激に増加

違法取引押収量の推移

○ ETISによる象牙の違法取引押収量の推移



※ CoP18 Doc. 69.3 / Elephant Trade Information System (ETIS)
<https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/doc/E-CoP18-069-03.pdf>

【1 - 5】 諸外国の国内市場閉鎖の動き (1) CoP17勧告決議

2016年ワシントン条約締約国会議 (CoP17) で「密猟や違法取引に寄与する市場の閉鎖」の勧告決議
アメリカ、中国、イギリス、シンガポールなど各国において国内閉鎖の動きあり

ワシントン条約第17回締約国会議 (CoP17) における勧告決議 (決議10.10)

【概要】

- 管轄下に**密猟や違法取引に寄与する**合法の象牙国内市場を有する全ての締約国及び非締約国は、象牙及び象牙製品の商業取引市場の閉鎖のために必要なあらゆる立法上、規制上及び執行上の行動を、喫緊の課題として実施することを勧告する。
- いくつかの品目については、この閉鎖の狭い例外が認められることを認識する。いずれの例外も密猟や違法取引に寄与してはならない。
- 象牙の商業取引の**国内象牙市場を閉鎖していない締約国**に対し、喫緊の課題として、上記勧告を実施することを求める。

【国の評価】

- **閉鎖されるべきは密猟や違法取引につながる国内市場である**といった、日本のみならず米国も含む複数の締約国の意見が反映された修正案。
- **厳格に管理されている我が国の国内象牙市場の閉鎖を求める内容ではない**ことは評価できるもの。
- 我が国としては、象牙の国内取引に対してさらに**厳格な管理を行っていく**考え。

※ ワシントン条約第17回締約国会議 (CITES・COP17) の概要と評価

https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/seizou/zouge_torihiki/pdf/003_01_00.pdf

（参考） 決議10.10 抜粋 ゾウの標本の取引について

3. すべての締約国および非締約国に対し、管轄域内において、密猟または違法取引に寄与する合法的な象牙市場がある場合、緊急を要する問題として、必要なあらゆる法律、規制および法執行手段を用い、商業目的の未加工および加工象牙の取引を行う国内市場を閉鎖するよう勧告し、
4. 品目によっては本閉鎖の狭い例外として認可される可能性があるが、いかなる例外も密猟または違法取引に寄与してはならないことを認識し、
5. 密猟または違法取引に関与している合法的な象牙市場が管轄域内にあり、商業目的の象牙の取引を行う国内市場を閉鎖していない締約国に対し、緊急を要する問題として、上記の勧告を実施することを促し、
6. さらに、管轄域内に象牙彫刻業界、象牙の合法的国内取引、無規制市場、違法取引、在庫のいずれかが存在する締約国および象牙輸入国と特定された締約国に対し、包括的な国内の法律、規制、執行、その他の措置を確実に整備して、下記の事項を行うことを促す。
 - a) 未加工および加工象牙の国内取引を規制すること
 - b) 未加工または加工象牙を取引するすべての輸入業者、輸出業者、製造業者、卸売業者、小売業者を登録または許可すること
 - c) 管理当局、その他の該当する政府機関が、その国の象牙の流れを特に次のような手段により監視できるようにするための記録および検査手続きを導入する。
 - i) 未加工象牙の取引に対する義務的規制
 - ii) 加工象牙に関する包括的かつ明らかに有効な在庫目録、報告、執行のシステム
 - d) 需給削減、象牙の売買に関する既存または新規の規制への注意喚起、違法捕殺や違法取引がゾウの個体数に与える影響を含めた、ゾウ保全の課題に関する情報の提供や、象牙の輸出に許可書が必要なことと、居住地国への象牙の輸入にも許可書が必要となる可能性があり、また、その輸入そのものが認められていない恐れもあることを特に小売販路で観光客などの外国人に伝えることを含めた、啓発キャンペーンを実施する。
 - e) 政府が保有する象牙の在庫と、可能であれば、管轄域内で個人が保有する象牙の大量の在庫の目録を維持管理し、「ゾウ違法捕殺監視システム (Monitoring the Illegal Killing of Elephants – MIKE)」と「ゾウ取引情報システム (Elephant Trade Information System – ETIS)」の2つのシステムがこの情報を使って分析を行うことができるようにすることを主な目的として、毎年2月28日までにその在庫レベルを事務局に報告して、象牙の種類（未加工または加工象牙）別に、その数と重量のほか、該当する象牙については、表示があれば、本決議の条項に従ったその表示内容、その象牙の出所、前年と比べて在庫に著しい変化がある場合には、その理由を明らかにする。

【1 - 5】 諸外国の国内市場閉鎖の動き (2) 諸外国の動き

諸外国における国内市場閉鎖の動き

国／地域	発表時期、内容	概要、例外規定
タイ	2015：法改正	<概要> アフリカゾウ：所持・取引禁止、アジアゾウ：所持登録義務
アメリカ	2016.7：「絶滅の危機に瀕する種の保存に関する法律 (Endangered Species Act)」改正	<概要> 国内（州間）商業取引の禁止（州内取引は各州ごとに規定） <例外> ①正式書類がある骨董品 ②少量のみの象牙が含まれている製品
中国	2016.12：取引禁止の方針発表 2018.1：国内製造・取引の完全停止	<概要> 商業目的の象牙の加工、販売の禁止 <例外> ①文化的な象牙芸術：国家級・省級の象牙芸術家は政府への登録により製作可 ②既存の象牙製品等：非商業目的（博物館、美術館など）
香港	2018.1：取引禁止法成立 ※ 2021年末～取引禁止予定	<概要> 国内取引の禁止、罰則の強化
台湾	2018.4：取引禁止法改正発表 2020.1：取引停止	<概要> 域内取引の段階的停止
イギリス	2018.12：「象牙取引禁止法 (Ivory Act)」成立 ※ 2020年～取引停止予定	<概要> 商業取引（売買、借用）及び輸出入の禁止 <例外> ①象牙の割合が小さい製品：全体重量の10%以下、かつ1947年以前に製造 ②楽器：象牙の占める割合が20%以下で、かつ1975年以前に作られたもの ③希少価値の高いもの：100年以上前に製作され、英国の権威ある博物館等が希少性を認めたもの、及び象牙版に描かれた100年以上前の細密画 ④認可された美術館・博物館との取引
シンガポール	2019.8：取引禁止の方針発表 ※ 2021.9～取引停止予定	<概要> 象牙等の国内取引、陳列等及び輸出入の禁止

【1-6】第18回ワシントン条約締約国会議（CoP18）の概要

2019年のCoP18において、全ての国に象牙の国内取引市場閉鎖を求める提案あり

上記提案は見送られたが、市場を閉鎖していない締約国に対し、厳しい説明責任を課す決議が可決

ワシントン条約第18回締約国会議（CoP18）における決定

【概要】

- 象牙及び象牙加工品の商業取引市場を閉鎖していない締約国は、第73回及び第74回常設委員会における検討のため、**自国内市場が密猟や違法取引に関与していないことを徹底する取組につき、事務局に対して報告を行う。**
- 事務局は、締約国から提出された報告を取りまとめ、常設委員会までに締約国に提供する。
- 常設委員会は、提出された報告書の検討を行い、当該事項につきワシントン条約第19回締約国会議（CoP19）に報告し、適切かつワシントン条約の範囲とマンドートに整合的な形でCoP19に勧告する。

【国の評価】

- 国内象牙市場の閉鎖を求める内容ではないものの、国内市場が密猟や違法取引に関与していないことを徹底する取組につき報告が求められることから**引き続き国内取引の厳格な管理を徹底する必要がある。**

※ ワシントン条約第18回締約国会議（CITES・COP18）の概要と評価

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/zoge_torihiki/pdf/006_s01_00.pdf

（参考）今後のワシントン条約関連の予定

- 2020年10月5日～9日 第73回常設委員会（於：ジュネーブ）開催予定
- 2022年 第19回締約国会議（於：コスタリカ）開催予定

<象牙取引規制に関する有識者会議 資料>

1. 国際情勢

2. 国内情勢

3. 都内情勢

【2-1】象牙製品と輸入量（1）象牙製品の例

古くは根付、印籠、櫛、箸などの日常的な生活用品に、近代では印鑑、和楽器などに利用
原材料の象牙は過去の輸入に頼っている状況（1981年～89年で2,006t、99年と2009年に89t）

象牙製品の例



印鑑



アクセサリー



彫刻

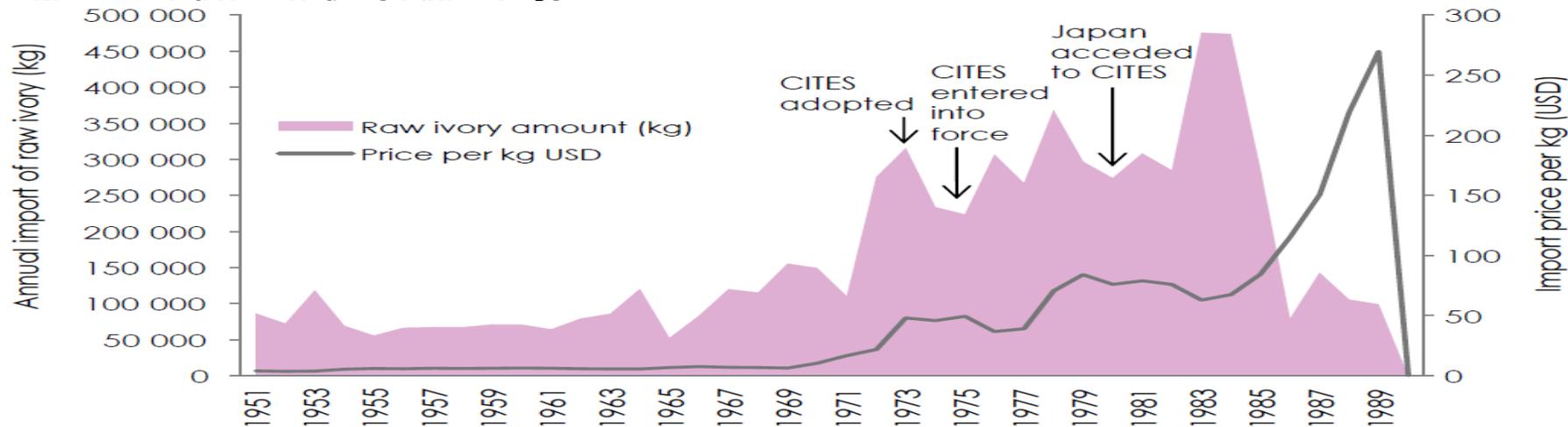


美術品

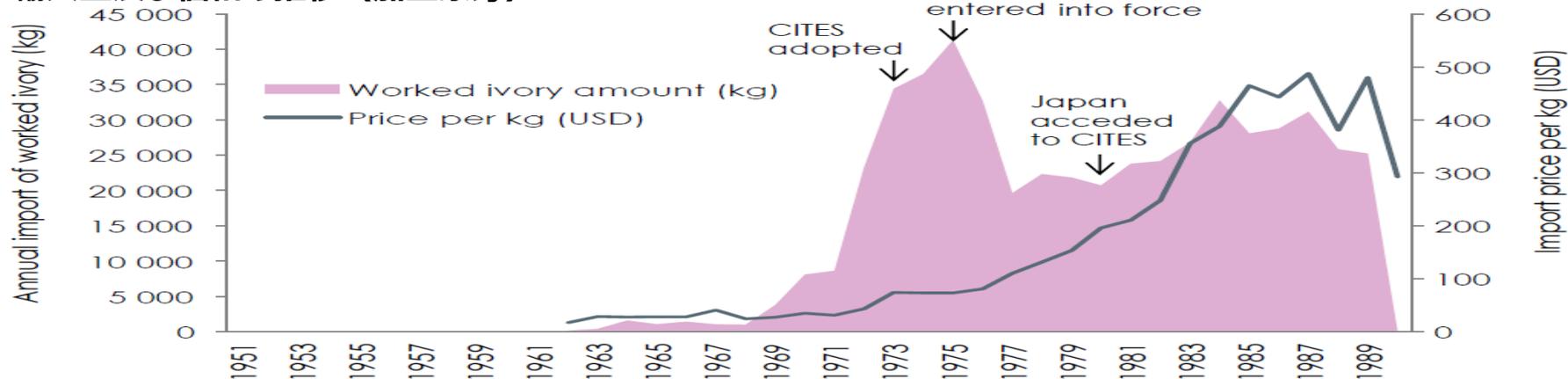
【2-1】象牙製品と輸入量 (2) 輸入量の推移

象牙の日本への輸入量

○ 輸入量及び価格の推移 (未加工象牙)



○ 輸入量及び価格の推移 (加工象牙)

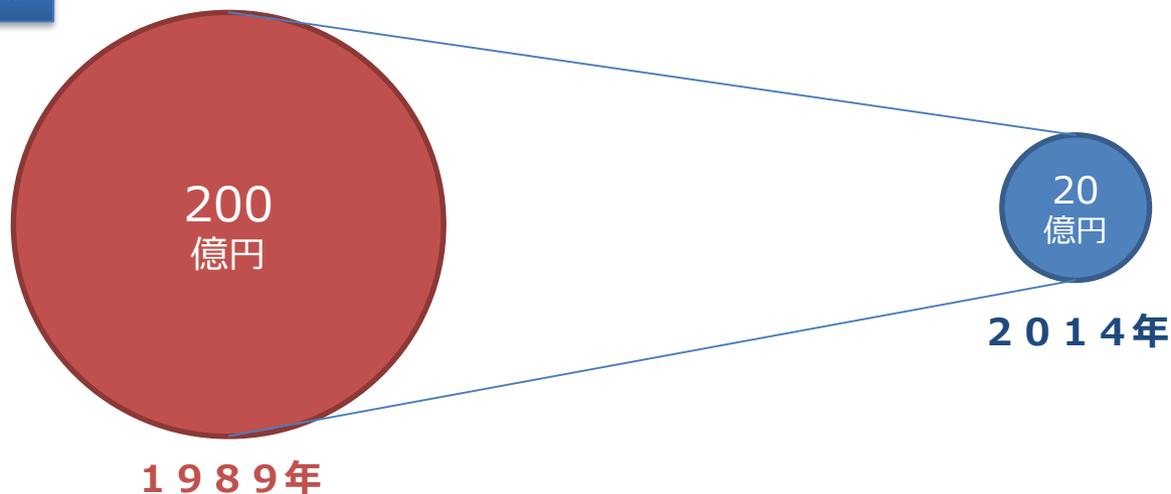


※ TRAFFIC (2016) / Setting Suns - The Historical Decline of Ivory and Rhino Horn Markets in Japan
https://www.trafficj.org/publication/16_Setting_Suns.pdf

【2-2】国内市場の規模

象牙の国内市場は、1989年の象牙の国際取引禁止等を契機に、当時200億円程度の規模だったものが、20億円程度（約10分の1）に縮小していると言われている

象牙の市場規模



※ TRAFFIC (2016) / *Setting Suns - The Historical Decline of Ivory and Rhino Horn Markets in Japan*
https://www.trafficj.org/publication/16_Setting_Suns.pdf

国内事業者による象牙の販売中止の動き

- 2017年7月 **楽天株式会社**が楽天市場での象牙製品の販売中止を表明
- 2017年9月 **イオン株式会社**がイオンモールでの象牙製品の販売中止を表明
- 2017年11月 **株式会社メルカリ**がメルカリでの象牙製品の販売中止を表明
- 2019年8月 **ヤフー株式会社**がYahoo!ショッピングやヤフオク! などでの象牙製品の販売中止を表明

【2-3】種の保存法の概要

1992年制定の種の保存法において、象牙及び象牙製品の国内取引を規制

さらなる管理の厳格化のため、象牙取扱事業者を届出制から登録制にするなど法改正を実施

種の保存法による取引規制の概要

※ 赤字は種の保存法改正による改正内容（2018年6月1日施行）

全形を保持した原材料器官等の登録



生牙・磨牙・彫牙

- ・譲渡し等を行う場合の登録
- ・販売目的の陳列時の登録票備え付け
- ・販売目的の広告時の登録記号番号及び**登録年月日の表示**
- ・**登録手数料の改定**
- ・**罰則の強化**

事業の登録（特別国際種事業）



カットピース



端材

- ・**環境省及び経済産業省（※事業登録機関）への登録**
- ・台帳記載
- ・登録事項の変更・廃止の届出
- ・**5年毎の登録の更新制**
- ・**所有する全形牙の登録**
- ・**一定の大きさかつ重量以上のカットピース等の管理票作成**
- ・**陳列・広告時の登録番号等の表示**
- ・**特別国際種事業者登録簿の公表**
- ・**罰則の強化**

製品の認定（任意）



印章



装飾品



根付

- ・**標章の交付**

全形を保持

半加工品

製品

※ 改正種の保存法に関する概要～象牙等取扱事業者向け～より抜粋

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/seikatsuseihin/zougebekkou/downloadfiles/201804shunhozon-gaiyou.pdf

【2-4】日本の基本的スタンス（1）

種の存続を脅かさないレベルでの野生動植物の商取引は、種と生態系の保全及び地域住民の発展に貢献
近年、大規模な密輸事例や象牙需要の増加は確認されておらず、密猟等を助長している事実はない

象牙の国内取引の基本的考え方（抜粋）

○ 持続可能な利用による保全への貢献

ワシントン条約の決議に述べられ、また2016年のG7環境大臣会合でも再認識されているとおり、**野生動植物種の商取引が、その種の存続に対して負の影響を及ぼさない程度に行われる場合には、その種及び生態系の保護又は現地住民の発展に利益をもたらす可能性がある。**象牙取引においても、**ゾウの存続に影響を与えない条件及び厳格な管理体制の下での国際的な商取引による利益は、ゾウの保全及びゾウと共存する地域の地域社会の発展のための財源となりそれらに貢献しうる**ものである。

○ 制度・執行・遵守のあらゆる面での努力

ゾウの保全と象牙の持続可能な利用を両立させるためには、保全に資するものではないような象牙の取引を排除しなければならない。このためには、**密猟や違法取引を助長させないような厳格な管理体制を原産国、中継国及び消費国において構築することが必要**である。象牙の主要な消費国の一つである日本においては、**厳格な象牙及び象牙製品の取引制度の制定・執行及び企業等による法遵守の徹底などに取組んでいる**が、あらゆる面での違法取引撲滅のため、一層努力が必要である。

※ 適正な象牙取引の推進に関する官民協議会（2016）「同報告書～象牙の取引に係る現状と今後の取組み～」
<https://www.meti.go.jp/press/2016/09/20160916005/20160916005-2.pdf>

【2-4】日本の基本的スタンス（2）

税関における象牙の差し止め状況

○ 税関における象牙の差し止め状況

日本の税関における近年の象牙及び象牙製品の差し止め件数は年間数件程度で推移しており、2016年においては輸入が8件（半加工品383個、加工品182個）、輸出が0件であった。差し止め物品は国際郵便物や航空旅客の携帯品であり、小型の象牙製品が中心であるなど、**日本において大規模な象牙及び象牙製品の密輸出入は確認されていない。**

なお、下記（略）のように、国内市場の管理や水際対策の強化を進めている。こうした中で、犯罪組織等が摘発のリスクを負い、輸送コストをかけてまで日本に密猟由来の象牙を密輸入することは考えにくく、現に**犯罪組織等がこうした象牙を日本に密輸入して、それらを合法的象牙であると偽って第三国に輸出（いわゆる密猟象牙の「ロンダリング」）している摘発事例はない。**

※ 適正な象牙取引の推進に関する官民協議会（2017）「同フォローアップ報告書」
<http://www.env.go.jp/press/upload/upfile/104805/108060.pdf>

○ ワシントン条約上の報告義務に基づき条約事務局に報告した2011年以降の輸出段階での押収の実績

（略）平成23年以降現在までで757個、約131キログラムである。（略）この押収の実績が示すとおり**我が国の水際対策は機能しており、我が国の国内象牙市場は厳格に管理されている**（略）。

※ 第198回国会 254 象牙の違法輸出に関する再質問より抜粋
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/198254.htm

【2-5】日本の取引制度に関する主要な論点

種の保存法改正により規制強化が図られたものの、個人所有・取引やカットピース等に対する規制内容、国外への違法輸出の事例など複数の論点あり

主要な論点

制度概要	論点
全形象牙のうち、個人所有（譲渡を行わない場合）は登録制度対象外	国内には個人所有で譲渡を行わない未登録の象牙が多数存在していることが推察され、全ての在庫管理が困難
全形象牙の販売等の際登録票の添付義務	登録票には全長や重量、写真が掲載され象牙本体との同一性が担保されるが、シリアルナンバーやホログラムシール等によるマーキングのしくみがない
カットピース、製品は登録制度の対象外	個々の製品等が違法でないことの証明が困難であり、違法な象牙製品等が紛れ込む可能性（製品については認定制度があるが、任意の制度）
事業者登録制度	法改正により届出制から登録制となり規制が強化されたが、特にインターネット取引など業として取引を行わない個人取引は登録義務の対象外
税関による水際対策	近年大規模な密輸出の摘発事例等はないものの、国外への違法持ち出しによる押収事例が複数報告

※ 種の保存法改正案をめぐる国会審議等から作成

【2-6】象牙の違法輸出入に関する報告（1）違法輸出による押収

2011年から2016年の間に、日本からの違法輸出として押収された象牙の総重量は2.4tにのぼり、その95%が中国向けであったことが報告

違法輸出による押収

※ 2011年～2016年のETISデータベースによる押収記録（2017年8月17日時点）

押収国／地域	輸出国／地域	仕向け地の国／地域	押収数	未加工象牙の重量(kg)	加工象牙の重量(kg)	総重量(kg)
日本	日本	中国	7	105.74	42.48	148.22
中国	日本	中国	106	1,459.34	696.48	2,155.82
ドイツ	日本	ドイツ	3	0	0.28	0.28
英国	日本	英国	1	0	0.70	0.70
オランダ	日本	ベルギー	1	0	0.70	0.70
ニュージーランド	日本	ニュージーランド	2	0	1.08	1.08
タイ	日本	タイ	2	76.00	0.09	76.09
台湾	日本	台湾	1	0	3.00	3.00
米国	日本	米国	25	18.75	19.35	38.1
合計			148	1,659.83	764.16	2,423.99

※ TRAFFIC (2017) / IVORY TOWERS 日本の象牙の取引と国内市場の評価
https://www.wwf.or.jp/activities/data/20171220_wildlife01.pdf

【2-6】象牙の違法輸出入に関する報告(2) 違法輸入による押収

違法輸入による押収

※ 2011年～2016年のETISデータベースによる押収記録（2017年8月17日時点）

押収国／地域	輸出国／地域	仕向け地の国／地域	押収数	未加工象牙の重量(kg)	加工象牙の重量(kg)	総重量(kg)
日本	中国	日本	2	0	3.03	3.03
日本	??	??	1	0	6.86	6.86
日本	アラブ首長国連邦	日本	1	0	0.90	0.90
日本	オーストラリア	日本	1	0	0.20	0.20
日本	ベルギー	日本	1	0	1.17	1.17
日本	ドイツ	日本	1	0	0.50	0.50
日本	デンマーク	日本	1	0	0.05	0.05
日本	英国	日本	1	0	0.01	0.01
日本	ナイジェリア	日本	2	4.0	6.00	10.00
日本	ポルトガル	日本	1	0	4.33	4.33
日本	タイ	日本	1	0	0.70	0.70
日本	ジンバブエ	日本	2	0	8.37	8.37
ドイツ	ブルンジ	日本	1	0	1.42	1.42
米国	米国	日本	4	3.3	2.80	6.10
合計			20	7.3	36.34	43.14

※ TRAFFIC (2017) / IVORY TOWERS 日本の象牙の取引と国内市場の評価
https://www.wwf.or.jp/activities/data/20171220_wildlife01.pdf

【2-7】日本の国内市場に対する意見

日本の国内市場をめぐり、国内外のNGO等から様々な要請活動あり
都に対しても、ニューヨーク市デブラシオ市長から書簡が届くなど意見あり

要請活動の例

○ 2019年6月、アフリカゾウ連合（AEC）評議員会による要請

28のアフリカゾウ生息国を含む**アフリカ32か国で構成される「アフリカゾウ連合」（AEC）評議員会**が、日本政府に対し**象牙市場を閉鎖**し、より強固なアフリカゾウの保護を支援するよう要請

※ *African Elephant Coalition (AEC) (2019) / Press Release*

<https://www.africanelephantcoalition.org/wp-content/uploads/2019/06/AFRICAN-ELDERS-CALL-ON-JAPAN-TO-CLOSE-ITS-IVORY-MARKET.pdf>

（参考）南部アフリカ諸国の首脳陣らが出席して行われたゾウサミット（カサネ、ボツワナ）では、ゾウを含む天然資源の持続可能な利用から利益を得る権利があることを主張

※ <https://africasustainableconservation.com/2019/05/08/botswana-kaza-communique-from-kaasane-elephant-summit/>

○ 2019年5月、ニューヨーク市デブラシオ市長から小池知事への書簡

東京2020大会に向けて、観光客や大会参加者が知らずにお土産として象牙を持ち帰る懸念があることを踏まえ、東京及び国内の**象牙市場の閉鎖**を要請

<象牙取引規制に関する有識者会議 資料>

1. 国際情勢

2. 国内情勢

3. 都内情勢

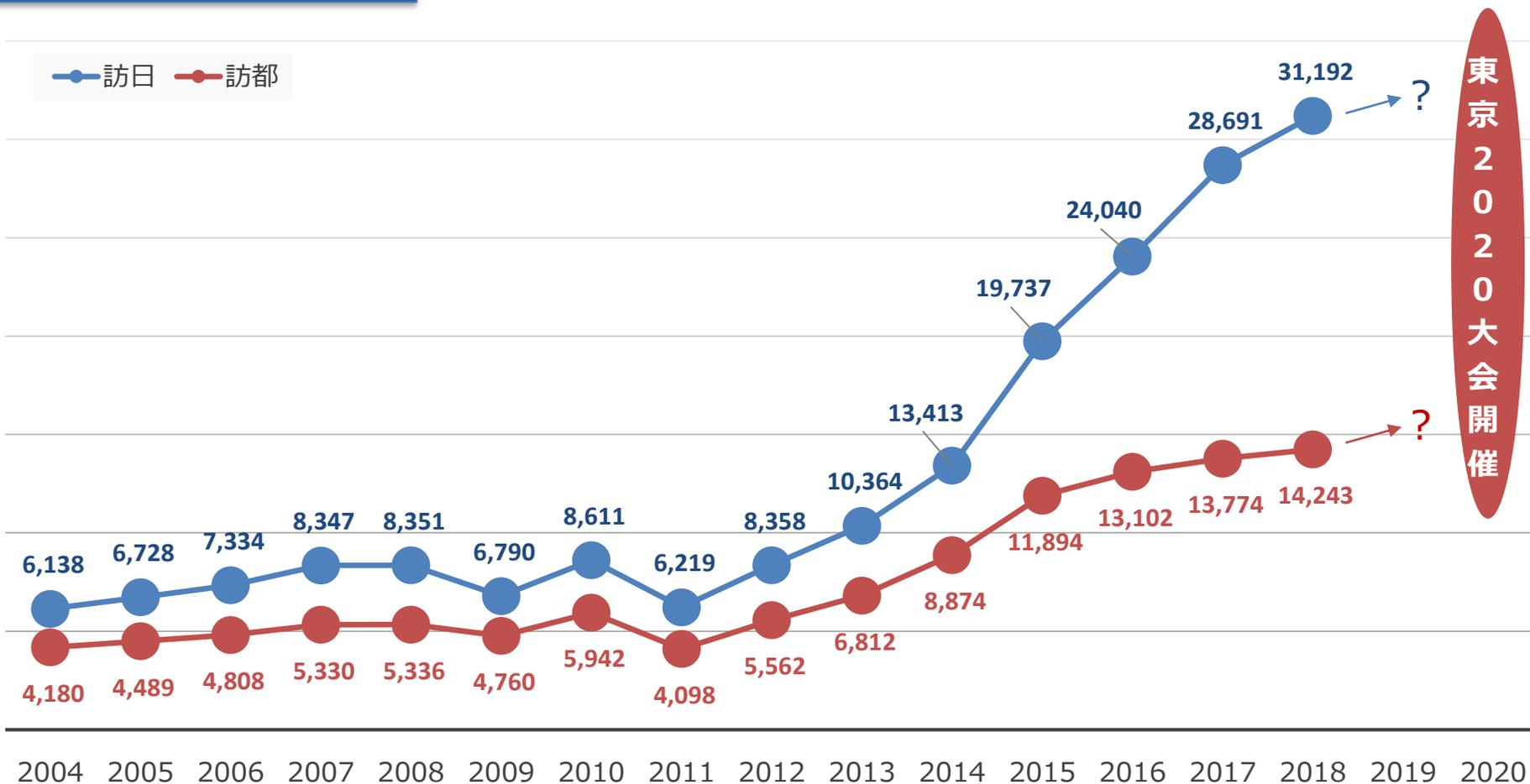
【3-1】訪都外国人旅行者数の増加と東京2020大会の開催

訪都外国人旅行者数は2018年に1,424万人（7年連続の増加）

2020年は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も開催され、さらなる増加が見込まれる

訪都・訪日外国人旅行者数

(単位：千人)



東京2020大会開催

【3-2】都内象牙市場の現況調査

都内象牙市場の実態把握を行うため、種の保存法に基づき特別国際種事業者登録をしている事業者（約3,000者）に対し、アンケート調査を実施

アンケート調査の概要

- 目的 **都内象牙市場の実態把握（在庫量、市場規模等）**を行い、本検討会における検討資料とする
- 実施時期 令和2年2月 アンケート配布
3月 回収・取りまとめ
4月 実施結果報告
- 対象 **種の保存法に基づき特別国際種事業者登録をしている都内約3,000者**（加工業、販売業等）
- 調査項目
 - ・ 象牙の**在庫量**（全形象牙、カットピース、象牙製品等）
 - ・ 象牙に係る**売上規模**
 - ・ 自由意見 など